

「大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の実施に係る企画・運営等業務委託公募要項（公募型プロポーザル）

大阪文化芸術事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大阪・関西万博の開催を見据え、インバウンドをはじめとする来阪者の方々が大阪の文化芸術の魅力に触れ、楽しむことのできる環境を整備します。実施にあたっては、今年度は、文化庁「令和5年度日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業 最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業（委託型）【※1】」を活用し、実行委員会が主体となって、モデル的に府内の文化芸術施設における環境整備や体験メニュー等のコンテンツ創作等に取り組みます【※2】（以下「実行委員会事業」という。）。その上で、実行委員会事業がインバウンド需要に込えているか、今後より幅広く需要を喚起するためには何が必要なのか等を把握することを目的に、以下（1）から（4）の業務を実施することにより総合的に事業効果を検証し、次年度以降の事業展開について提案することを業務内容【※3】とする業務を実施します。

本事業は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

- （1）モニターツアーおよびFAMトリップの企画調整・運営業務
- （2）文化芸術施設・団体等を対象とした講座・勉強会・意見交換会等の実施
- （3）交通拠点等における効果的なプロモーションの実施
- （4）効果検証・報告書作成

※1 本委託業務は、文化庁が行う「令和5年度日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業 最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業（委託型）」（以下「日本博2.0事業」という。）を実行委員会が受託し、その事業内容の一部を再委託するものです。

（文化庁「日本博2.0事業」について）

<https://japanculturalexpo.bunka.go.jp/info/69/assets/download/20221226nihonhaku2.0.pdf>

※2 「府内の文化芸術施設における環境整備や体験メニュー等のコンテンツの創作等」は、実行委員会が直接行うものであり、本委託業務には含まれません。

※3 業務委託する内容・範囲を「参考資料」により図示していますので、参照してください。

1 業務名

「大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の実施に係る企画・運営等業務委託

（1）業務概要

別紙「大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の実施に係る企画・運営等業務委託企画提案公募仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（2）委託上限金額

30,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（3）契約期間

契約締結日から令和6年2月29日（木曜日）まで

2 スケジュール

令和5年6月23日(金曜日)	公募開始
令和5年6月29日(木曜日)午後4時から (令和5年6月28日(水曜日)正午まで)	説明会開催 説明会参加申込書提出期限)
令和5年7月4日(火曜日)午後5時まで	質問受付締切
令和5年7月24日(月曜日)正午まで	提案書類提出締切
令和5年7月下旬	選定委員会(プレゼンテーション審査)
令和5年7月下旬	契約締結・業務開始
令和6年2月29日(木曜日)	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者については、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

(3) 府の区域内に事業所を有する者については、府税に係る徴収金を完納していること

(4) 府の区域内に事業所を有しない者については、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要項の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和5年6月23日（金曜日）から令和5年7月24日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。

ただし、提出締切日（令和5年7月24日（月曜日））については正午まで。）

イ 配布場所及び受付場所

大阪文化芸術事業実行委員会事務局

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課内

電話番号：06-6210-9306

（大阪府咲洲庁舎の地図）



ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホー

ムページ(※)からダウンロードできます。(郵送、メール等による配布は行いません。)

(※)ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/soshutsu-fes/nihonhaku2023.html>

エ 受付期間

令和5年6月30日(金曜日)から令和5年7月24日(月曜日)正午まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。
ただし、提出締切日(令和5年7月24日(月曜日))については正午まで。)

オ 提出方法

書類は、4.(1)イ「配布場所及び受付場所」に持参してください。

(郵送、メール等による提出は認めません。)

※持参する際は、事前にお電話にてご連絡ください。(電話番号:06-6210-9306)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 企画提案応募申込書(様式1:正本1部、副本20部)

イ 企画提案書表紙(様式2-1:正本1部、様式2-2:副本20部)及び
企画提案書(様式3:正本1部、副本20部)

ウ 応募金額提案書(様式4:正本1部、副本20部)

エ 業務実績申告書(様式5:正本1部、副本20部)

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式6:1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式7:1部)

③委任状(様式8:1部)

④使用印鑑届(様式9-1:1部)※代表構成員が代表取締役の場合

使用印鑑届(様式9-2:1部)※代表構成員が受任者の場合

カ 誓約書(参加資格関係)(様式10:1部)

キ 誓約書(暴力団関係)(様式11:1部)

【添付書類】(正本1部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください)

ク 定款又は寄附行為の写し(1部、3ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの)

ケ ①法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
 - コ 納税証明書(各1部、未納がないことの証明:発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可)
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - サ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
 - イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報(代表者、社章、所在地、電話番号等)を黒塗りする等して、提出してください。
 - ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類のうち様式1~5については電子媒体(USBメモリ等)での提出もお願いします。
 - エ 正本の表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。
<記入例>「大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の実施に係る企画・運営等業務委託」提案書 株式会社〇〇(団体名)
 - オ 書類提出後の差し替えは認めません(実行委員会が補正等を求める場合を除く)。
 - カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
 - キ 既に発表済の既存事業や国や地方公共団体等から補助金等を受けて実施する事業と、本業務とを合わせた提案については審査の対象としません。必ず、本業務オリジナルの提案としてください。

5 説明会

本業務の詳細に関する説明会を開催します。提案予定者は可能な限り参加してください。

(1) 開催日時

令和5年6月29日(木曜日) 午後4時から(受付開始 午後3時30分)

(2) 開催場所

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)2階咲洲ホール

- ・Osaka Metro 中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600メートル
- ・Osaka Metro 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結約100メートル
- ・ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

(大阪府咲洲庁舎の地図)



(3) 申込方法

参加希望者は、「大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の実施に係る企画・運営等業務委託説明会参加申込書(様式12)を電子メールにて以下までお申し込みください。

※件名に「【(団体名)】「大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の実施に係る企画・運営等業務委託 説明会申込」と明記してください。

※メールアドレス:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9306)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 備考

- ・口頭、電話による申し込みは受け付けません。
- ・本公募要項等資料は各自で持参ください。
- ・障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。
- ・説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限

令和5年6月28日(水曜日)正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年7月4日(火曜日)午後5時まで

(2) 提出方法

「大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の実施に係る企画・運営等業務委託 質問票(様式13)により、電子メールで受け付けます。

その際、件名に「【(団体名)】大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の実施に係る企画・運営等業務委託 質問」と明記してください。

メールアドレス:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9306)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。)

イ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)に掲示し、個別には回答しません。(電話等による問い合わせにも回答しません。)

(※)ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/soshutsu-fes/nihonhaku2023.html>

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

※なお、プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しません。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
モニターツアー・FAMトリップの企画・運営	<ul style="list-style-type: none">・本事業の事業趣旨を十分に理解した上で、モニターツアー・FAMトリップの招聘対象者や人数、その旅程や内容が具体的に提案されているか。・モニターツアー・FAMトリップ及び実行委員会事業の効果検証を行うための材料となる参加者の意見や感想、知見等を十分に収集し、その分析や検証の手法について提案されているか。・提案する内容や手法等が実現可能で、具体性があるか。	30点
講座・勉強会・意見交換会等の実施	<ul style="list-style-type: none">・本事業の事業趣旨を十分に理解した上で、講座・勉強会・意見交換会等の内容(講師等を含む)が提案されるとともに、参加者の募集方法等が具体的に提案されているか。・参加者の意見を吸い上げ、実行委員会及び参加者にフィードバックする仕組みを盛り込んでいるか。・文化芸術施設・団体等の特性を踏まえ、実施する内容に連続性があり、本事業の有益性について参加者に訴求できる設えになっているか。・提案する内容や手法等が実現可能で、具体性があるか。	15点
プロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none">・本事業の事業趣旨を十分に理解した上で、効果的なプロモーションの時期・場所・内容等が具体的に提案されているか。・インバウンドをはじめとする来阪者を意識し、大阪の文化芸術に初めて触れる人でも興味を持つような企画が提案されているか。・インバウンドをはじめとする来阪者の興味を惹き、実行委員会が実施する文化芸術公演及び本業務で実施するプロモーション会場への集客を促進できる提案となっているか。また、効果検証を行うための材料となる来場者の声を十分に収集し、その分析や検証の手法について提案されているか。・万博に向けた機運醸成が期待できる工夫がなされているか。・提案する内容や手法等が実現可能で、具体性があるか。	30点
効果検証・報告書作成	<ul style="list-style-type: none">・本事業全体の効果検証を行うための材料を十分に収集し、その分析や検証の手法について提案されているか。・アンケートやインタビュー等の回収率を高める方法について提案されているか。	10点

運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を確実にかつ円滑に遂行できる運営体制が確保されているか。 ・本業務実施に必要な実行力（実績やノウハウ等）を有しているか。 ・スケジュールについて、各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確であるか。 	10点
価格点	《価格点の算定式》 $\text{満点(5点)} \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}$ （上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する）	5点
合計点		100点

(3) 審査結果

ア 最優秀提案事業者（契約交渉の相手方）が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページ（※）において公表します。応募が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

（※）ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/soshutsu-fes/nihonhaku2023.html>

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約に関する事項

(1) 手続きについて

- ① 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で協議を行い、契約を締結します。
- ② 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- ③ 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。
- ④ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書

違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

- ⑤ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- ⑥ 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。
- イ 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

(2)再委託について

- ① 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等の重要事項について再委託することはできません。
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、実行委員会の承諾を必要としません。
- ③ 受注者は、①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により実行委員会の承諾を得なければなりません。
- ④ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。
- なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置期間中の者、又は暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

9 その他

応募提案にあたっては、「大阪文化芸術事業実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」を熟読し遵守してください。

10 問合せ先、提案書等提出先

担当：大阪文化芸術事業実行委員会事務局 担当 植田、西岡

(大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ内)

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

電話：06-6210-9306 (直通)

Eメール：bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。）

【別記】

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、実行委員会及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、実行委員会及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により実行委員会に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により実行委員会に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第6 受注者は、実行委員会の書面による承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 実行委員会は、前項の承諾をするにあたっては、少なくとも別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、実行委員会に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したものの)の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、実行委員会の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は実行委員会の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、実行委員会の書面による承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために実行委員会から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、実行委員会から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに実行委員会に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、実行委員会が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 実行委員会は、受注者が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、実行委員会の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 実行委員会は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部

又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより実行委員会が損害を被った場合には、実行委員会にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 実行委員会が再委託を承諾する場合に付する条件

- | |
|--|
| (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。 |
| (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、実行委員会に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 |
| (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、実行委員会の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。 |
| (4) (3)の場合、受注者は、実行委員会自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。 |

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第8(1)関係 個人情報管理台帳(例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

【契約書記載例】

第〇条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

受注者が、当該業務を履行するにあたり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、実行委員会に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の 50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。

◆ 業務委託する内容・範囲

